

別表第一（第十三条関係）開示実施手数料の額

行政文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
一 文書又は図画（二の項から四の項まで又は八の項に該当するものを除く。）  二 マイクロフィルム	イ 閲覧	百枚までごとにつき百円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	一枚につき百円に十二枚までごとに七百六十円を加えた額
	ハ 複写機により用紙に複写したものの交付（二に掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙一枚につき十円（A二判については四十円、A一判については八十円）
	ニ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙一枚につき二十円（A二判については百四十円、A一判については百八十円）
	ホ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	一枚につき百二十円（縦二百三ミリメートル、横二百五十ミリメートルのものについては、五百二十円）に十二枚までごとに七百六十円を加えた額
	ヘ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	一枚につき五十円に当該文書又は図画一枚ごとに十円を加えた額
	ト スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	一枚につき百円に当該文書又は図画一枚ごとに十円を加えた額
	チ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	一枚につき百二十円に当該文書又は図画一枚ごとに十円を加えた額
	リ 情報通信技術利用法の適用による方法	当該文書又は図画一枚につき十円
	イ 用紙に印刷したものの閲覧	用紙一枚につき十円

三 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	一枚につき十円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	一枚につき三十円（縦二百三ミリメートル、横二百五十四ミリメートルのものについては、四百三十円）
四 スライド（九の項に該当するものを除く。）	イ 専用機器により映写したものの閲覧	一卷につき三百九十円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	一枚につき百円（縦二百三ミリメートル、横二百五十四ミリメートルのものについては、千三百円）
五 録音テープ（九の項に該当するものを除く。）又は録音ディスク	イ 専用機器により再生したものの聴取	一卷につき二百九十円
	ロ 録音カセットテープに複写したものの交付	一卷につき四百三十円
六 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴	一卷につき二百九十円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	一卷につき五百八十円
七 電磁的記録（五の項、六の項又は八の項に該当するものを除く。）	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙百枚までごとにつき二百円
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	一ファイルにつき四百十円
八 用紙に印刷したものの交付	イ 用紙に出力したものの交付（二に掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙一枚につき十円
	ロ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	用紙一枚につき二十円
ヘ 光ディスク（日本工業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	イ 光ディスク（日本工業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	一枚につき百円に一ファイルごとに二百十円を加えた額
	ロ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	一枚につき五十円に一ファイルごとに二百十円を加えた額

九 スライド及び録音テ		
イ 専用機器により再生したものの視聴	八 映画フィルム  イ 専用機器により映写したものの視聴  ロ ビデオカセットテープに複写したものの交 付	ト 光ディスク（日本工業規格×六二四一に適 合する直径百二十ミリメートルの光ディス クの再生装置で再生することが可能なもの に限る。）に複写したものの交付  チ 電子情報処理組織を使用する方法  リ 幅十二・七ミリメートルのオープンリール テープに複写したものの交付  ヌ 幅十二・七ミリメートルの磁気テープカー トリッジに複写したものの交付  ル 幅八ミリメートルの磁気テープカートリッ ジに複写したものの交付  ヲ 幅三・八ミリメートルの磁気テープカー トリッジに複写したものの交付
一巻につき六百八十円 加えた額	一巻につき三百九十円  六千八百円（十六ミリメートル映画フィルムについては一 万三千円、三十五ミリメートル映画フィルムについては一 万百円）に記録時間十分までごとに二千七百五十円（十六 ミリメートル映画フィルムについては三千二百円、三十五 ミリメートル映画フィルムについては二千六百五十円）を 加えた額	一枚につき百二十円に一ファイルごとに二百十円を加えた 額  一ファイルにつき二百十円  一巻につき七千円に一ファイルごとに二百十円を加えた額  一巻につき八百円（日本工業規格×六一三五に適合するも のについては二千五百円、国際規格一四八三三、一五八九 五又は一五三〇七に適合するものについてはそれぞれ八千 六百元、一万五百円又は一万二千九百元）に一ファイルご とに二百十円を加えた額  一巻につき千八百円（日本工業規格×六一四二に適合する ものについては二千六百円、国際規格一五七五七に適合す るものについては三千二百円）に一ファイルごとに二百十 円を加えた額  一巻につき五百九十円（日本工業規格×六一二九、×六一 三〇又は×六一三七に適合するものについてはそれぞれ八 百円、千三百円又は千七百五十円）に一ファイルごとに二 百十円を加えた額

<p>イ プ（第九条第五項に規定する場合におけるものに限る。）</p>	<p>ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付</p>	<p>五千二百円（スライド二十枚を超える場合にあつては、五千二百円にその超える枚数一枚につき百十円を加えた額）</p>
<p>備考 一の項八若しくは二、二の項八又は七の項八若しくは二の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。</p>		